

平成19年12月17日（月）午後1時開会

○付託議案

- 議案第123号 指定管理者の指定について（磐田市栄町自転車等駐車場）
- 議案第124号 指定管理者の指定について（豊田町駅北駐車場及び豊田町駅南駐車場）
- 議案第125号 指定管理者の指定について（磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場外5施設）
- 議案第126号 指定管理者の指定について（磐田市総合体育館外11施設）
- 議案第127号 指定管理者の指定について（東大久保運動公園（公園緑地部分）外3施設）
- 議案第128号 指定管理者の指定について（福田屋内スポーツセンター外13施設）
- 議案第129号 指定管理者の指定について（竜洋海洋センター体育館外6施設）
- 議案第130号 指定管理者の指定について（磐田市アミューズ豊田外9施設）
- 議案第131号 指定管理者の指定について（磐田市新造形創造館）
- 議案第132号 指定管理者の指定について（磐田市香りの博物館）
- 議案第133号 指定管理者の指定について（磐田市福田健康福祉会館）
- 議案第134号 指定管理者の指定について（磐田市豊田福祉センター）
- 議案第135号 指定管理者の指定について（磐田市豊岡地域福祉センター）
- 議案第136号 指定管理者の指定について（磐田市子育て支援総合センター）
- 議案第137号 指定管理者の指定について（磐田市老人ホーム楽寿荘）
- 議案第138号 指定管理者の指定について（磐田市竜洋老人福祉センター外3施設）
- 議案第139号 指定管理者の指定について（磐田市勤労者総合福祉センター及び磐田市勤労青少年ホーム）
- 議案第140号 指定管理者の指定について（磐田市繊維工業振興センター）
- 議案第141号 指定管理者の指定について（磐田市豊岡地場産品ふれあい施設）
- 議案第142号 指定管理者の指定について（磐田市営豊田循環バス）
- 議案第143号 指定管理者の指定について（磐田市営豊岡循環バス）
- 議案第144号 指定管理者の指定について（リベラ磐田市営駐車場）

議案第145号 指定管理者の指定について（磐田市竜洋昆虫自然観察公園外2施設）

○出席及び欠席委員

出席委員（17人）

寺田仁一君	鈴木喜文君
宮澤博行君	野崎正藏君
稲垣あや子君	田之上康成君
玉田文江君	河島直明君
八木啓仁君	岡實君
石野泉君	増田暢之君
馬淵源一君	山田安邦君
山際今子君	大庭隆一君
小木秀市君	

欠席委員（なし）

○職務のため委員会室に出席した事務局職員

事務局長 石岡慎三君	書記 高梨恭孝君
書記 土屋康治君	

## 午後 1 時 開会

○委員長（寺田仁一君） ただいまから指定管理者指定特別委員会を開会します。

ただいまから行う討論、採決の順序ですが、議案番号順に行っていきますので、よろしくをお願いします。

なお、指定管理者全体に対する討論は123号のところで行ってください。また、全体に対する反対討論があった場合は、すべての議案に反対討論があったものと見なし、採決は1議案ずつ挙手により行いますので、よろしくをお願いします。

それで、指定管理者にかかわる議案の全体に対する討論を行った場合、その方は、討論1回の原則に基づき、個々の議案の場では討論は行うことができないとする運営としたいと思います。すべてに賛成か反対の場合は、123号のところ意見を述べるということで行なってください。よろしくをお願いします。

### 議案第123号 指定管理者の指定について（磐田市栄町自転車等駐車場）

○委員長（寺田仁一君） それでは、議案第123号 指定管理者の指定について（磐田市栄町自転車等駐車場）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。ここで全体についての意見がありましたら、全体も言ってください。ではまず、全体ありましたら全体で言ってください。——馬淵委員。

○委員（馬淵源一君） それでは、全議案に対し、付して賛成の立場で討論をいたします。

まず、議会選出の監査委員という微妙な立場からではありましたが、8月29日、10時より決算審査報告会、主催は出納室であります。出席者は監査委員3名と当局は市長ほか部長等であります。その中で、「平成18年度決算審査と直結はしないが」との前置きをした上で、「11月議会に上程予定の指定管理者制度の指定について、指定管理者制度導入については、効率性、透明性、サービスの向上を目的とする当制度については個人的に賛成ではあるが、公募による指定管理者の指定は本来の趣旨に沿うものである。また、非公募の指定管理者は一般論として何らかの理由により、前を引きずっておるというものかと感じると。

よって、公募、非公募のものを同時に提案されると、当局説明も難しくなり、審査側も判断が難しくなる。議案提出は二度に分けてくれるよう、配慮願いたいと、それでないと結果としてむだな論争となり、行財政改革にそぐわなくなる」と申し入れた経過がござい

ます。

11月議会における本議案審査において、発言の訂正があったものの、「本議案は未熟な点が否めない。」「さきの答弁は私的見解である。」「本議案審査により、議会の信が問われる。」なおまた余りにも12月10日、初日の訂正発言が多過ぎました。

それから、指定決定に際し評価表と言っていいのか、選定基準表の提示もなく、指定決定に不明朗さがつきまとうものでありました。これらからして、審査に値するののかの思いも強くありますが、民間を巻き込んだ中、出鼻をくじいては社会に対し申しわけも立たないと存じ、断腸の思いで賛成をいたし、賛成討論といたします。

以上。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— 石野委員。

○委員（石野 泉君） それでは、賛成の立場で討論をさせていただきます。

指定管理者制度の導入は時代の要請でもあり、行財政改革の一環でもあります。指定に当たっては、当然透明性、公平性、経済性が求められてくるというふうにも思います。今回、個々の議案を見ればそれぞれに改善の必要性を感じるころもありますが、今後の検討を期待し、指定をしていくということを優先することで賛成をします。委員会の中でも多くの時間を割いた外郭団体について、検討なり配慮をするという意思表示を評価をしたと思います。

また、今回資料の提出がおくれたり、選定の過程が不透明なことによって、審査が長引く要因にもなった点、今後の当局の善処を御要望しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに全体の意見はありませんか。—— これにて意見を打ち切ります。

次は議案第123号に対する意見を求めます。—— 意見なしと認めます。

これより議案第123号を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第124号 指定管理者の指定について（豊田町駅北駐車場及び豊田町駅南駐車

場)

○委員長（寺田仁一君） それでは、次に移りまして議案第124号 指定管理者の指定について（豊田町駅北駐車場及び豊田町駅南駐車場）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——野崎委員。

○委員（野崎正藏君） 本案につきましては、非常に長い時間をかけていろいろな議論があったところでありますけれども、12月12日の総括的修正答弁の内容は、「この施設は平成18年度から磐田原総合開発株式会社の収益拡大の一助とするために、その施設管理を委託したものであり、今回の指定管理の指定に当たってはこのような施設に指定管理者を導入するのか、また公募の対象施設とするべきかどうかなどの検討を重ねてきたものである。指定管理者制度の本来の意義としては、民間のノウハウや創意工夫、専門性を生かし、市民サービスの向上や利用率の向上、効率的な施設運営などにつなげていこうとするものであり、豊田町駅北南駐車場については、施設の性質としては指定管理を前提とするのが望ましい施設ではありますが、今回の使用料制度では実態としての民間のノウハウや専門性を生かす部分はほとんどなく、主な業務は巡回点検や環境美化、報告書の作成など、ルーチンワークであり、管理運営費などの事業費の縮減につながる部分も限定的であります。

一方で、磐田原総合開発株式会社については、現在も収益拡大に努めているところであり、本施設の運営管理受託による収益はわずかであっても、収益事業が減少することは政策的な継続性を維持するという面では対外的にも問題となることが懸念されてきました。

このように、民間の競争性を持って、より効果的で効率的な施設運営を図るという意義が極めて限定的である施設であることに加え、政策的な継続性を優先する必要性や現在までの特段の問題もなく管理運営を行ってきた実績も踏まえ、非公募の随意契約が望ましいという結論に至った」という答弁であります。

この答弁からいたしますと、指定管理者制度の導入の意義、役割に沿った形で今回の選定がなされているのか、大変疑問でもあります。導入の利点はこの総括的な答弁の中では何一つ見当たりません。導入の理由には、第三セクターの収益事業の拡大の政策的意図というものが第一義であるのは間違いありません。そうした意味にありまして、こうした今回の選定のあり方については、今後市と外郭団体との関係の見直しの中で整理されていく方がむしろほかの施設に対しての制度導入に当たっても、一つの仕分けの基準になってくるとはならないかなと考えております。

以上の理由から、私はこの議案第124号に対して反対とさせていただきます。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— 増田委員。

○委員（増田暢之君） 議案第124号 指定管理者の指定について（豊田町駅北駐車場及び豊田町駅南駐車場）について、反対の立場で討論を行います。

指定管理者制度につきましては、さまざまな手法で維持管理費のコスト削減が進められています。公の施設には法令、自治体の総合計画等の行政計画といった政策的目的という公共的使命があります。また、施設の運営に当たっては管理経費を削減するといった財政的効率性も当然であります。先日のこの件に対する答弁をお聞きしておりますと、磐田原総合開発の収益、そして専門性におけるノウハウ、政策的判断等、まさに説得力に欠ける説明でありました。

また、磐田原総合開発株式会社への貸付金ですけれども、一般会計からの補正額、2年間で約3億円弱ということも大きな課題であろうと考えております。この問題も要望書が提示され、補正に踏み切ったようでありますけれども、これらの情勢をかんがみて、市民の皆様方に御理解が得られるのかどうか、まさに不透明であります。要は磐田原総合開発株式会社の指針、現状把握、平成27年一括返済と今後のあり方等、真摯な姿勢で対処することを義務づけられていることを肝に銘じてほしいと願っております。

以上、概要を述べまして反対討論といたします。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— 田之上委員。

○委員（田之上康成君） 私も反対の立場で少し意見を述べたいと思います。

今、るる話があったように、指定管理者制度そのものは当局の皆さん方、副市長を含めて、とにかく効率的な運営で市民サービスの向上を図る。その一方で、コストの削減もねらいにすると。しかし、その募集方法は原則公募であると。これによって公平性を保つということが一貫した主張であったと思います。

ただ、今回の豊田町駅南北の駐車場の管理問題につきましては、平成18年2月の建設環境委員会で指摘がされております。指摘というよりか、決議がされております。その委員会としての決議は第三セクター、磐田原総合開発に一定の収益をただ与えるようなことだけに過ぎない駐車場の巡回等の仕事、そのものは慎重に対処すべきだというのが決議の内容であったと思います。これはその以後、再三にわたって各会派、個人からも第三セクター、磐田原総合開発に対する仕事の出し方については指摘がありました。

そして、今回このような状況下の中で、議会のある意味の意思に反して第三セクターへの仕事の出し方そのものを見直しをすることなく、それも非公募で3年間の期間、指定管理者として指定するという事は、一番初めに述べたような当局の意思と議会の決議の内容とを踏まえて考えてみますと、いかんせん少し今回の指定管理者制度に対するものは趣旨に反するという事ではなかろうかなと思っております。

以上、そのようなことを踏まえて反対といたします。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— 宮澤委員。

○委員（宮澤博行君） 私は議案第124号に関して賛成の立場で討論いたします。

まず、この豊田町駅北南の駐車場は指定管理者制度に適合する施設かどうかの点であります。これは民間でも駐車場業務をやっておりますので、当然この指定管理者制度に適合しますし、本来なら公募をすべきものであります。

では、なぜこの磐田原総合開発に随意契約で委託をするのかという点ですけれども、6月議会でも議論がありました。特別な事情、この中の設置経緯等というものに該当するという当初からの説明でしたけれども、質疑応答の中ではこの設置経緯等に該当するようにはとても感じられません。竜洋環境創造、採れたて元気むら、これらは設立当初からかかわっている会社ですが、磐田原総合開発は平成18年度からこの豊田町駅南北の駐車場管理に当たってきたわけでありまして。ですので、この磐田原総合開発への指定管理者指定自体は適切と言えるものではないと私は考えます。

しかし、問題はこの指定管理者制度だけにとどまるものではありません。私たち議会は平成18年2月議会では、この公募によらないものでしたけれども、指定管理を認めるという前提で予算案に対して議決をしております。その議決は非常に重いものだと思います。何と云っても地方財政再建特別措置法、これがこの該当する部分が改正されない現在において、現在当局が行っているスキームにおいてこれを解決していくほかないのであります。

指定管理者制度だけで見たら、確かに適切ではありませんが、市政運営全般からして、これを是とする方がよろしいと私は考えますので、124号に賛成する次第です。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— これにて意見を打ち切ります。

これにより議案第124号を挙手により採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(寺田仁一君) 挙手少数であります。

よって、本案は賛成少数により否決すべきものと決しました。

**議案第125号 指定管理者の指定について(磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場外5施設)**

○委員長(寺田仁一君) 次に、議案第125号 指定管理者の指定について(磐田スポーツ交流の里ゆめりあ球技場外5施設)を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——意見なしと認めます。

これより議案第125号を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(寺田仁一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

**議案第126号 指定管理者の指定について(磐田市総合体育館外11施設)**

○委員長(寺田仁一君) それでは、次に議案第126号 指定管理者の指定について(磐田市総合体育館外11施設)を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——意見なしと認めます。

これより議案第126号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(寺田仁一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

**議案第127号 指定管理者の指定について(東大久保運動公園(公園緑地部分)外3施設)**

○委員長(寺田仁一君) 次に、議案第127号 指定管理者の指定について(東大久保運動公園(公園緑地部分)外3施設)を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 意見なしと認めます。

これより議案第127号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(寺田仁一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第128号 指定管理者の指定について(福田屋内スポーツセンター外13施設)

○委員長(寺田仁一君) 次に、議案第128号 指定管理者の指定について(福田屋内スポーツセンター外13施設)を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 意見なしと認めます。

これより議案第128号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(寺田仁一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第129号 指定管理者の指定について(竜洋海洋センター体育館外6施設)

○委員長(寺田仁一君) それでは、議案第129号 指定管理者の指定について(竜洋海洋センター体育館外6施設)を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 大庭委員。

○委員(大庭隆一君) 私は本議案に反対の立場で討論いたします。

まず、これは公募ということですが、海洋公園、これからの開発も含めて50ヘクタールという非常に広大な土地、施設であります。エコパーク構想、あるいは3期工事と、そういったものを含めた中で、もっと磐田市としてきちっとした施策を持って指定管理とすべきものと、こんなふうを考えるわけであります。

体育施設は別にしましても、海洋公園、これは全体の生かし方が考えられてない。また、この海洋公園が公園緑地部分と指定はありますが、2社に分断されると。将来構想は本当にあるのかと、こういうこともございます。

それから、議案補足資料にも提案内容がございますが、地域のスポーツ振興など、現在

主たる利用者の望む方向とはかけ離れているように受けとめます。これが最優秀提案であるかどうか。そして、海洋公園全体の展望とあわせ、この公募による指定管理者指定というのは時期尚早であると、こんなふうを考え、反対をいたします。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— 稲垣委員。

○委員（稲垣あや子君） 議案第129号 指定管理者の指定について（竜洋海洋センター体育館外6施設）についてです。

竜洋海洋センター外6施設は今まで竜洋町、合併後は磐田市で市民の健康増進、また社会体育を推進する立場で管理、運営していた施設で、それなりの専門性を発揮していたと考えます。それを投げ捨てて、幾ら公募とはいえ民間の株式会社サンアメニティに管理を移行するやり方には反対です。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— 岡委員。

○委員（岡 實君） 私は議案第129号 指定管理者の指定について（竜洋海洋センター体育館外6施設）について、反対の立場で討論いたします。

旧竜洋町はまちづくりの基本理念として「水と光と緑のまち・竜洋」を掲げていました。特徴的なものに水と光と緑あふれる公園都市の実現を目指しました。豊かな緑や水辺に恵まれた自然環境を生かした魅力あふれる公園整備には、竜洋海洋公園などが挙げられます。ゆとりと潤いのある生活空間の創出、個性的で美しい景観づくりなど、まさに時代に適合した施設で、心の豊かさを実感させることができるもので、ぴったりであります。

このような竜洋海洋公園、約50ヘクタールではありますが、その中で竜洋環境創造は第三セクターとして平成10年12月28日に設立しました。事業内容としては、4つの施設の維持管理を行っています。テニスコート、オートキャンプ場、レストハウス、さらに昆虫公園であります。会社の特徴は開業当初から行政からの天下りなどは一切なく、これまで民間のノウハウにより実績を積み重ね、竜洋地域の住民と行政、会社が一体となった取り組みを展開し、はぐくみ、育て上げ、今日まで順調に成長を遂げてきました。

その背景には、開業以来、一切株主配当や役員報酬等も行わず、役員はまさに手弁当でボランティアの精神で臨んだこと、社員も会社とともに一致協力して積極的に業務改善、経営の効率化に取り組んだことが挙げられます。その成果として、ISO9001、ISO14001の認証取得、オートキャンプ場の5つ星の取得、現在は協会に加盟している1,300カ

所のうち5つ星は10カ所であります。さらに、アジア・パシフィック大会の開催などが挙げられます。

そして、次に竜洋環境創造の理念について述べたいと思います。

これは旧竜洋町時代の議会、平成11年3月議会の一般質問の一部でございます。長くなりますので、ポイントとして1つとして自然環境を生かしたすぐれた環境づくり、明るい住みよい美しいまちづくり、2つ目として公共施設を最大限に活用、利用客の高い満足が得られる豊富なサービスの提供、住民の豊かな感性づくり、健康増進、高齢者の生きがいづくりに寄与、3つ目として高度な公共性の実現、安定した効率的な経営基盤の確立、そしてまとめとして大変大事な地域の発展とまちの財政健全化に寄与し、住民に愛され、住民の誇りとなる企業となっております。

次に、テニスコートの委託についてであります。

これについては、竜洋町議会の平成16年9月議会の一般質問において私が質問しました。それは公共施設のサービスの民間委託と民営化について、いつごろどのような施設をやるかということに対して、どんな施設でもよいというわけではありません。良好な状況である施設を移管し、活性化することも大事ですとあり、第三セクターである竜洋環境創造株式会社にテニスコート場を委託したわけでございます。

そして、合併の引き継ぎの平成16年12月議会、合併直前でございます。その合併に伴い、指定管理者制度の制定について、町長は竜洋の公園につきましては、公園を管理することをそもそもの目的として設立した第三セクター竜洋環境創造株式会社が現にあり、実際にこれまで管理を行ってきた実績もあり、公募手続を省略し、引き続き指定管理者として指定したいとありました。説明からは、過去の実績を尊重する、実績重視の考えが大きくあったことがうかがえます。

その後も私は合併直前の平成17年3月31日、合併後の存続について質問したところ、合併後もスムーズにいけるかについて、テニスコート場を含む4つの施設は竜洋環境創造株式会社が指定管理者としてやっていく前提で条例を作成しております。他のスポーツ施設、NPO等が管理する施設とのバッティング等の心配は要らないと思うと答弁がありました。合併後の将来も枠組みはテニスコート場を含む4施設がバックでいく前提で条例が策定されていると考えているようにうかがえます。

そこで、テニスコートについて少し補足しますと、テニスコート場は指定管理者として第三セクターの竜洋環境創造株式会社が受託しましたが、この施設は当時は2万人規模の

自治体の施設であり、維持管理には目が行き届き、補強や修繕、更改など、ハード面については計画的でタイムリーに対応できたこと、また施設の利用についてもテニスコート全体がシートで覆われているため、雨の日、冬場の寒風の強い日も利用ができ、旧竜洋町はもとより、旧磐田市など、周辺の地域からも好評で、多くの利用者から親しまれ、利用料収入もある程度見込めることなどがあります。

売り上げを見ても平成18年度で1,220万円の実績、平成19年度では1,269万円を見込んでおり、テニスコート場の売り上げが竜洋環境創造株式会社の売り上げ全体の約3%に当たるとは言え、約1,000万円という金額は大きいと思います。

以上、いろいろ申し述べましたが、今回の問題点について幾つか意見を最後に述べたいと思います。

1つ、第三セクターである竜洋環境創造株式会社が運営する4つの施設からテニスコートを切り離すことは会社の理念、設置経緯などから逸脱すること。また、会社の過去の実績が十分に反映されていないことと同時に、取締役会の正式決定がなされていないこと。

2つ目、テニスコート場を切り離すことは竜洋環境創造株式会社の収益に大きな影響を与え、筆頭株主である磐田市が利益に反することを率先して行うことは妥当性に欠けること。

3つ目として、地域の活性化、地域の連携、かかわり、働く人々の雇用問題、意識等にも影響を及ぼすこと。

4つ目として、本来外郭団体のあり方を先に議論すべきものを指定管理者の指定が先行し、外郭団体のあり方の議論が後になるのは、行財政改革の進め方で後先が逆になり問題であること。

以上から、議案第129号 指定管理者の指定について（竜洋海洋センター体育館外6施設）について、反対をいたします。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— 宮澤委員。

○委員（宮澤博行君） 私はこの議案第129号に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、竜洋環境創造が指定管理として受けていたテニスコートが今回サンアメニティが一括管理する川の西側ということで一括管理することになった点ですけれども、私はこの真ん中に川が流れているというのは、客観的に見て妥当な分け方だというふうに考えます。また、この指定に至る選定過程でありまして、十分透明性、公平性が確保されていると

いうふうに感じました。

指定管理者の制度の趣旨であるコスト削減とサービス向上が十分期待できますので、議案第129号に対しては賛成いたします。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。——これにて意見を打ち切ります。

これより議案第129号を挙手により採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（寺田仁一君） 挙手多数であります。

よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決しました。

#### 議案第130号 指定管理者の指定について（磐田市アミューズ豊田外9施設）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第130号 指定管理者の指定について（磐田市アミューズ豊田外9施設）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありますか。——玉田委員。

○委員（玉田文江君） 私はこの議案第130号に対して反対の意見を申し上げます。

質疑でも聞きましたけれども、この指定管理に関しては磐田市アミューズ豊田とそのほか磐田市天竜川グラウンドほかの施設が一緒になっていますが、磐田市アミューズ豊田に関しては独自の条例があり、総合施設として福祉施設、それから体育施設、さらには地域コミュニティなど、多様な役割が果たされています。しかし、磐田天竜川グラウンドほかは磐田市体育施設に関する条例の中に一括で入っており、主には屋外の体育施設でありますし、性格が違っております。

もう1点、磐田市アミューズ豊田には現在振興公社の職員も入っておりますが、これはほかとも関連しますが、振興公社のあり方について職員の配置先等々が問題にされています。磐田市アミューズ豊田は単独でほかの形で指定管理、それが特命随契とかの形をとるべきであったと考えています。

したがって、この議案第130号に関しては反対をいたします。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。——大庭委員。

○委員（大庭隆一君） 私は付して賛成といたしたいと思います。

今、御指摘のあったアミューズ豊田と体育施設との分離ということについては、再度検討をしていただくというようなこともあろうかと思えます。

もう1点は我々に示された提案内容の中で、これでこのまま提案を我々に審議しろというのは、非常に無理なものがありました。これは委員会の中でも指摘いたしました。いわゆる河川敷グラウンド、従来は午前8時30分から午後5時まで、それに対して豊田の天竜川グラウンドに対しては午前5時から午後7時と、これの拡大のために磐田、それから竜洋西堀、それから豊岡、この部分が午前5時から午後5時に延長（5月から8月のみ）と、この提案は何でしょう。実際にこのとおり管理するのかどうか。9月1日から4月30日までは回って、あなた方いきませんということになれば、この提案内容そのものが不公平であり、本当にこれは利用実態をわかって提案してあるのかと、こういう思いもあるわけですが、この辺は運用の妙で実施していくということでもあります。

また、新たな活動イベントにしても、余りにも量が多くて、本当にできるのかと。聞けば5年の間にすると。こうなると、実際の提案内容がどこを基準に評価されたのか、不透明な部分もあります。全体を通してほかの施設も含めて、このような不公平やアンバランスのある、こういったものをなくして判定するというようなことをお願いして賛成討論いたします。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。——これにて意見を打ち切ります。

これより議案第130号を挙手により採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（寺田仁一君） 挙手多数であります。

よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決しました。

#### 議案第131号 指定管理者の指定について（磐田市新造形創造館）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第131号 指定管理者の指定について（磐田市新造形創造館）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——野崎委員。

○委員（野崎正藏君） 議案第131号 指定管理者の指定について（磐田市新造形創造館）について意見を述べさせていただきたいと思えます。

指定管理者制度の導入に当たって、平成15年7月17日付の総務省自治行政局長通知では、選定の基準として3つを挙げ、1つとして事業計画書の内容が施設の効果を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。2つとして、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有していることとされております。これらを基本として考えるのであれば、今回の議案に関しては施設の設置目的を明らかにし、目的に沿った効果的な管理運営の基準を示し、それを担うのにふさわしい団体を選定することが重要な視点であると考えております。

磐田市新造形創造館については、運営基本方針を1つ目、生涯学習の推進としてガラス、金属の素材を利用した一般向けの造形教室を開催し、市民の造形文化に対する意識を高め、生涯学習の一端を担う。

2つ目として、文化体験型観光の振興として、造形体験、ギャラリー、ショッピングなどの要素を備えた文化体験型の観光拠点を目指す。

3つ目として、新産業の創出としてガラス工芸と金属鍛造工芸を融合させた磐田市独自の物づくりスタイルを確立するとしています。

しかし、今回の選定に当たっては市が指定管理者に担わせようとする事業については、運営基本方針を達成させる内容とはほど遠く、またそれを実施する人員配置及び組織体制についても、いずれも市の関与が施設の効果を最大限に発揮できる体制とは逆方向に働いている内容となっております。

具体的なものでは、一方的な事業の切り捨て、振興公社の管理施設にかかわる施設の指定管理者の公募や廃止による公社職員の配置転換に伴い、人件費などのしわ寄せがこの施設管理運営に大きな影響を与えている点などが挙げられます。議論の中で、今後については外郭団体のあり方など、最大限の配慮をすとの方針転換がありました。今はその言葉を信じるしか我々には方法がありませんが、当施設については委託する事業内容、公社正規職員、嘱託、臨時を含めた人員配置などについて、検討、見直しを行い、施設の効果を最大限発揮できるような管理運営体制を再構築するよう強く求め、断腸の思いで賛成をいたします。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。 —— 玉田委員。

○委員（玉田文江君） 野崎委員と同じようになってしまうかもしれませんが、この施設に関しては当初から作家の養成というものを税金でやるべきものかという議論というか、

それが市長側から出ていたと聞いております。これは考え直してみますと、例えば医者という職業にしても、この市役所の公務員という方にしても、それぞれ専門の学校なり専門の勉強をした後、現場体験をしながらさまざまに覚え、養成されていくもの、そういう観点からいきますと、専門の学校を出た作家さんが現場で物をつくり、売って反応を見、また接客をしながら養成されるというのは、同じように考えられます。そうした意味で、作家養成を税金でやるのはおかしいという視点には賛成はできません。

しかしながら、今回はこの振興公社が指定管理をするという議案であります。今この振興公社がこれまで設立当初からやってきた経緯を考えますと、この振興公社に野崎委員もおっしゃるように、振興公社自体が経営努力、それからもっとサービス業である観点も含めて努力していただくとともに、その事業を任せる市としてしっかりと市におけるこの施設の重要性を認識した上で、その委託する業務の内容をしっかりと検討しながら、一緒に考えながら、もっと体力強化をするという双方の努力、それが求められると思います。そうした意味で、市も指定管理をするに当たっての努力、それから振興公社もさらに事業体としての努力、これを期待して賛成いたします。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。——これにて意見を打ち切ります。

これより議案第131号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第132号 指定管理者の指定について（磐田市香りの博物館）

○委員長（寺田仁一君） それでは、議案第132号 指定管理者の指定について（磐田市香りの博物館）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——意見なしと認めます。

これより議案第132号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第133号 指定管理者の指定について（磐田市福田健康福祉会館）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第133号 指定管理者の指定について（磐田市福田健康福祉会館）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 稲垣委員。

○委員（稲垣あや子君） 議案第133号 指定管理者の指定について（磐田市福田健康福祉会館）についてですが、反対の立場で討論を行います。

福田健康福祉会館は今まで福田町が住民の健康と福祉の拠点として設立しました。その後、福田町、合併後は磐田市で社会福祉協議会を中心に管理・運営していたものであります。それを幾ら公募とはいえ、株式会社ヤタローに管理・運営を任せ、社会福祉協議会はそこを申請して借りる、ボランティア団体も同様になる点、使い勝手の悪いものになると考えます。さらに、地域包括支援センターをこの施設でと考えていた社会福祉協議会としては、新たに施設を求めなければならないと聞いております。

以上の理由により反対いたします。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— これにて意見を打ち切ります。

これより議案第133号を挙手により採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（寺田仁一君） 挙手多数であります。

よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決しました。

#### 議案第134号 指定管理者の指定について（磐田市豊田福祉センター）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第134号 指定管理者の指定について（磐田市豊田福祉センター）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 稲垣委員。

○委員（稲垣あや子君） 議案第134号 指定管理者の指定について（磐田市豊田福祉センター）についてですが、反対の立場で討論を行います。

豊田福祉センターは今まで豊田町で地域福祉の拠点として設立し、豊田町、合併後は磐田市で社会福祉協議会を中心に管理・運営していたものです。それを公募とはいえ株式会社ヤタローに管理・運営を任せ、社会福祉協議会はそこを申請して借りる。ボランティア団体も同様になる点、使い勝手の悪いものになると考えます。地域福祉を推進すべき社会福祉協議会も公募に応じましたが、協議会は管理より地域福祉の推進を図ってほしい、公募するのはいかがなものかとの当局答弁に疑問があり、納得できないものです。

以上の理由により反対いたします。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— 玉田委員。

○委員（玉田文江君） これは前の133号にも、次の135号にも共通するところなのですが、本来福祉に関しての拠点である場所は市がしっかりと管理するものと考えます。しかしながら、質疑を通してこれまでの活動はしっかりと継続するというのが前提条件であるというような答弁をいただきました。さらに、今後全体の福祉拠点である（仮称）磐田市総合福祉会館に全体的な事務がいくのだろうということも想像されます。

そうした意味で、民間会社ではありますが、現状の活動を推進する、継続するとともに、社会福祉協議会においては、地域福祉のソフト的な面を強化していただくということが答弁の中でも示されましたので、賛成いたします。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— これにて意見を打ち切ります。

これより議案第134号を挙手により採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（寺田仁一君） 挙手多数であります。

よって、本案は賛成多数により可決すべきものと決しました。

#### 議案第135号 指定管理者の指定について（磐田市豊岡地域福祉センター）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第135号 指定管理者の指定について（磐田市豊岡地域福祉センター）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 意見なしと認めます。

これより議案第135号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(寺田仁一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第136号 指定管理者の指定について(磐田市子育て支援総合センター)

○委員長(寺田仁一君) 次に、議案第136号 指定管理者の指定について(磐田市子育て支援総合センター)を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 山田委員。

○委員(山田安邦君) 議案第136号 指定管理者の指定について(磐田市子育て支援センター)につきまして、意見を付して賛成をしたいと思います。

委員会におきまして説明を聞きますと、平成19年度の予算、それから基準価格、それから指定管理の団体からの提案価格が全く同額ということであります。いずれも2,821万1,000円ということですが、いろいろと委員会の質疑を通しまして感じましたことは、指定管理者制度をやる中で非常に不透明な部分が多いということであります。公募でやりましたが、2社の中にどういう形で競争が成り立ったのかなということを疑問を抱かざるを得ない部分もありましたし、また基準額の決め方につきましても、あるいは提案の方につきましても、全く同額である。1,000円までぴったり合っているというのは、いかにも不自然さを感じるというのは私だけではないだろうというふうに思います。大変大切な指定管理者のスタートの議案でございますので、こういうことにつきましても、あるいは説明につきましても、しっかりと議会並びに住民の皆さん、市民の皆さんの御理解が得られるような形で今後説明をしていただきたいと思います。

そういう中であって、子育て支援センターという大変大事な施設でございますので、今後のしっかりした慎重な運営を期待いたしまして、賛成といたします。

○委員長(寺田仁一君) ほかに意見はありませんか。—— これにて意見を打ち切ります。

これより議案第136号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(寺田仁一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

**議案第137号 指定管理者の指定について（磐田市老人ホーム楽寿荘）**

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第137号 指定管理者の指定について（磐田市老人ホーム楽寿荘）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——意見なしと認めます。

これより議案第137号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

**議案第138号 指定管理者の指定について（磐田市竜洋老人福祉センター外3施設）**

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第138号 指定管理者の指定について（磐田市竜洋老人福祉センター外3施設）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——意見なしと認めます。

これより議案第138号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

**議案第139号 指定管理者の指定について（磐田市勤労者総合福祉センター及び磐田市勤労青少年ホーム）**

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第139号 指定管理者の指定について（磐田市勤労者総合福祉センター及び磐田市勤労青少年ホーム）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——意見なしと認めます。

これより議案第139号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第140号 指定管理者の指定について（磐田市繊維工業振興センター）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第140号 指定管理者の指定について（磐田市繊維工業振興センター）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 意見なしと認めます。

これより議案第140号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第141号 指定管理者の指定について（磐田市豊岡地場産品ふれあい施設）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第141号 指定管理者の指定について（磐田市豊岡地場産品ふれあい施設）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 小木委員。

○委員（小木秀市君） 議案第141号 指定管理者の指定について（磐田市豊岡地場産品ふれあい施設）に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

とよおか採れたて元気むらにつきましては、今から10年前、まちおこし・村おこしの精神で、旧豊岡村民が、みずからの知恵と協働の精神で元気な村にしようと立ち上げた地場産品ふれあい施設であります。以来、地域で生まれ、地域で育ちました元気むらは、農業を核とした地域の産業振興と地域の活性化に大きな役割を果たすまでに成長いたしました。その背景には、旧豊岡村は全村市街化調整区域で農業振興地域に指定し、開発を抑制された地域であり、農業の振興が最大のテーマでありました。

地場産品ふれあい施設は、これまでの10年間、専業農家にとりましてはアンテナショップの役割を、また兼業高齢者生産者にとりましては生きがい、元気の間として、今では豊岡地区はもとより、全市区域まで広がり、磐田市にとりましても産業振興上欠くことのできない施設になってまいりました。

まさに地域の資源を活用し、元気になりました地域の財産と言うべき採れたて元気むら

は、営利を追求するのではなく、地域振興への貢献と地域社会への還元を経営理念に、こつこつ地道に運営し、会社みずからが経営の合理化を常に追求し、安全安心な農産物に心がけ、10年の経過を経て、ようやく一人歩きできるようになりました。19年度までは利益の一部を磐田市に寄附という形で還元し、出資者には、長年の労苦が実を結び、配当金まで出せるようになりました。磐田市は50%の出資者であり、配当金も合併以来分配されております。

そうした中、今回の指定管理者施設77のうち、養護老人ホーム楽寿荘と採れたて元気むらの2施設だけが、市からの委託料がゼロ円であります。老人ホームにつきましては、国からの老人保護措置費で運営されているので当然であります。採れたて元気むらにつきましては、営業努力、企業努力により営業成績が良好ということで結構なことではあります。すべての管理を無償でとよおか採れたて元気むらにお願いすることは、指定管理の面から無理があるのではないかと考えています。

例えば、公衆用トイレ等は、利用者は採れたて元気むらの人たちだけが利用するのではなく、一般の通行人や観光バスも多く利用されているのが実情であります。これらは、当然応分の負担を市が負担すべきものと考えます。委託料がゼロ円なら、むしろ「おまえたちにすべてを任せるから頑張ってくれ」というぐらいの配慮があつてしかるべきではないでしょうか。

今回は非公募で今までどおり採れたて元気むらが管理をする予定ですが、公募により一般の企業が指定管理になった場合、現在のとよおか元気むらの会社は解散に追い込まれることになり、300人余の農業生産者に生活の不安をかき立てることになり、今まで知恵を出し合い、汗を流したことはすべて水の泡と化してしまいます。

また、一般の企業は利益だけを追求し、地域の産業振興にはつながらないことは明白であります。まして、磐田市への寄附金はもとより、出資配当金はなくなり、こんなばかげた指定管理をすべきではないと理解をしております。

さて、こんな中、3年後も引き続き良好な成績で管理運営がなされていけば、地域で生まれ、地域で育った地域の財産は、地域の人たちに管理運営を任せるのが地域の活性化につながる原動力になるものと確信をいたしております。行政もそうした役割を深く認識し、今後第三セクターの位置づけを明確にし、過去の経緯を十二分に尊重した中で、積極的に支援をしていく責任があると考えております。

今後も公募によらないで、条例第7条の規定にもありますように、特殊な事情を十二分

に理解し、採れたて元気むらやそれに類する施設等は引き続き特命で指定管理をすべきであると意見を申し述べ、賛成といたします。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。——これにて意見を打ち切ります。

これより議案第141号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

○委員長（寺田仁一君） 10分間休憩いたします。

午後2時5分 休憩

午後2時14分 再開

○委員長（寺田仁一君） 再開いたします。

#### 議案第142号 指定管理者の指定について（磐田市営豊田循環バス）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第142号 指定管理者の指定について（磐田市営豊田循環バス）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——意見なしと認めます。

これより議案第142号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第143号 指定管理者の指定について（磐田市営豊岡循環バス）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第143号 指定管理者の指定について（磐田市営豊岡循環バス）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——意見なしと認めます。

これより議案第143号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(寺田仁一君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第144号 指定管理者の指定について(リバーラ磐田市営駐車場)

○委員長(寺田仁一君) 次に、議案第144号 指定管理者の指定について(リバーラ磐田市営駐車場)を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。—— 山田委員。

○委員(山田安邦君) リバーラ磐田の駐車場につきまして、意見を付して賛成をしたいと思います。

議案第144号ですが、この運営につきましては、指定管理者制度を適用して管理をするといいますが、実際本年2月の段階で議会で議論をしたことと随分様子が違っているというふうに思います。維持管理費が891万円ということで、20年度は静岡ビルサービスへ管理委託をするという、指定管理者でやるということですが、利用台数が当初見込みの10分の1ということで、収入についても当然そういう形になっておりますが、委員会での説明を聞きますと、随分当時の説明と運営について違いがあるということで、月ぎめの問題とかいろいろな問題につきましても、発足当時は全然そういう制度は借り入れの性質上できないということでしたが、現段階の委員会での答弁を聞きますと、柔軟といえますか、内容が随分変わってきているなというふうな感じがします。

そういうことも制度的なもの、あるいは運用方法が変われば、きちっと議会で説明する中で、こういう指定管理者制度の導入につきましても、施設全体の運営でございますので、説明をしていただきたいということで、理解を得ながら運営してもらいたいということがあります。

指定管理者制度の中で円滑な運営をしていただきたいということを切に望むわけですが、そういうようなこともございますので、今後ともこのリバーラの駐車場の運営につきましては、格段の注意を払いながら、当初の目的が達せられるように一段の努力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。——これにて意見を打ち切ります。

これより議案第144号を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（寺田仁一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致、可決すべきものと決しました。

#### 議案第145号 指定管理者の指定について（磐田市竜洋昆虫自然観察公園外2施設）

○委員長（寺田仁一君） 次に、議案第145号 指定管理者の指定について（磐田市竜洋昆虫自然観察公園外2施設）を議題とし、討論に入ります。

本案に対する意見はありませんか。——大庭委員。

○委員（大庭隆一君） 私は、本案に反対の立場で意見を述べます。

先ほど141号、採れたて元気むらでは、指定管理になじまないのではないかというような意見も付して賛成がございました。ただ、私は、指定管理になじまないという意見を付してでも賛成いたしかねますので、反対ということでございます。

本案は特命随意契約ということで、とりあえず3年間の会社存続要素は確保されました。しかし、次回については大きな不安要素を抱えた指定であります。

本件については、12月7日の本会議において、市長より、公募の例外を含め外郭団体、三セク会社のあり方などを平成20年度検討するとの発言がありました。これを一定の評価をすところではありますが、さらに改善努力を促すとのことでもあります。

この点については、不安材料を抱えます。会社の定款にある事業内容には、竜洋海洋公園が含まれ、広大な海洋公園を十分活用して利用客の満足度を高める事業を実施、業績を伸ばし、市からの補助金を減らす努力と、さらなる自立に向けて民間の知恵を存分に発揮してきたことを知る私にとっては、今回の指定管理者制度の実施により、海洋公園の管理を2社に分断したことは、今後の会社運営に大きな支障が出るものと考えられます。範囲を縮小されたことにより、従来以上に積極策をとりにくいものと思います。

今回の一連の指定管理の流れの前後からずっと、行革、そちらの方向を考えてみますと、もう三セク会社は用はなくなったんだというような流れが見えてきます。それがこの海洋公園の分断であろうと、このように考えます。

このような中で、設定価格よりも、145万円の随意契約と言いながら、安い価格を出しています。136号では、金銭的に言えば行革効果はゼロ、2,821万1,000円、このままでございませぬ。そのような努力をする中においてでも、なおかつ厳しいものがあります。129号で出ましたが、テニスコートの分、これは18年度ではプラスになっています。これを差し引くと200万円ぐらいの行革効果を生み出していると思います。ところが、この分断によって、この効果がそれだけ出せるかどうか。

先ほどの賛成討論では、川を挟んで分断する、これは妥当であるというようなこともございませぬが、駐車場の問題、そこからあそこにある池の利用、これが環境創造でもボート遊びで使っています。それから、体育センター側でも艇庫利用ということでカヌーやカッターの訓練をしています。

これが、今までは直営と三セク会社、これでよかったと思うんです。今度は全く別の民間会社同士となると。こういった面を考えたときに、この分断をした指定管理そのものに反対せざるを得ませぬ。51%の株を持つ磐田市として、会社を赤字路線に引き込むような指定管理者指定には反対であります。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— 岡委員。

○委員（岡 實君） 私は、議案第145号 指定管理者の指定について（磐田市竜洋昆虫自然観察公園外2施設）について賛成の立場で討論いたします。

外郭団体のあり方、指定管理者制度については先ほど申したとおりでございます。

さきの本会議で市長は、来年度、第三者委員会を設置して外郭団体のあり方を考えるということを言われましたが、具体的な内容等については触れておりませぬ。隣の浜松市では、既に外郭団体について議論が始まりました。

外郭団体は地域の活性化に寄与し、行政と住民との連携、融和など大きな成果を上げてきょうまで来ています。これらを継承、発展させるためにも、早急に外郭団体のあり方について結論を出していただくこと。特命随契の3年についても、会社の施策等の展開あるいは職員の働く意欲など、難しいかもしれませんが、一定の方向性を20年3月ごろまでに出していただくことを付して、私は議案第145号 指定管理者の指定について（磐田市竜洋昆虫自然観察公園外2施設）について賛成いたします。

以上です。

○委員長（寺田仁一君） ほかに意見はありませんか。—— これにて意見を打ち切りま

す。

これより議案第145号を挙手により採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(寺田仁一君) 挙手多数であります。

よって、本案は賛成多数により、可決すべきものと決しました。

○委員長(寺田仁一君) 以上で、当委員会に付託された議案審査はすべて終了いたしました。

これにて、指定管理者指定特別委員会を閉会といたします。

午後2時26分 閉会